



豊中市からのお知らせ

放置された 犬のふんでお困りの みなさんへ！

玄関先・道路・公園など
ふだんは快適なその場所に
たった一つでも

放置された犬のふんがあるだけで
とてもいやな気持ちになってしまいますね。
くさいし、不衛生だし…美しくない！

それに、他人の犬のふんを始末するのはとても不愉快。
飼い主に、マナーを守ることを訴えたい！
めいわくしていることをアピールしたい!!

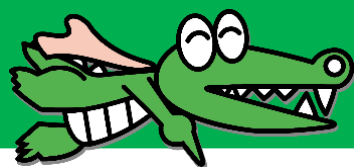


※犬のふんで困っているかた向けチラシ

犬のふん・尿の処理についての

 **「啓発用看板」**を貸し出しています

ご希望の方は下記【問合せ先】まで



犬のふんは必ず持ち帰りましょう
尿も水で流す等の処理をお願いします



犬ふん放置は
「豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例第8条」
「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第3条」
「軽犯罪法第1条第27号」で禁止されています。
必ず持ち帰って、適正な処理をお願いします。
豊中市

※プラスチック製 大きさ たて40cm×横30cm

 **「犬ふんチョーク作戦」**

犬のふんを見つけたときは、チョークで周囲を丸く囲み
発見日時を書く「犬ふんチョーク作戦」もお試ください

くわしい方法は別紙チラシをご覧ください

市のホームページにも掲載しています



(チラシ)

♥ みんなでなくそう！ゆるさない！犬ふん放置！ ♥

【問合せ先】豊中市環境部美化推進課

06-6858-2276

犬と人 なかよく暮らせる豊中へ ご協力お願いします